

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第六項中「第五十五条の二第一項又は第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第二条の四第二号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二条の七第二号中「第五十五条の二第一項の規定による納付の方法及び条例第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第五条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「自動車税（種別割）納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に改める。

第六条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「自動車税（種別割）減額（取消）通知書」を「自動車税減額（取消）通知書」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六条の九中「納税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示して」を「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を納税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該県税事務所の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第六条の十中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第六条の十二第二項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「第五十五条の十三」を「第五十四条」に、「」に、申告納付に係るものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内」を「まで」に、「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号中「第五十五条の七第一項第二号若しくは第三項又は第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「県税減免申請書」を「身体障害者・精神障害者

に係る自動車税減免申請書」に改め、同項第二号中「第五十五条の七第二項又は第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第三項」に、「身体障害者・精神障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税（種別割）減免申請書」を「県税減免申請書」に改め、同条第三項中「及び第四号」を「から第三号まで」に、「第一号から第三号まで」を「第一号及び第四号」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同項第一号中「又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項の規定により交付された軽自動車届出済証」を削り、同条第四項中「第五十五条の七第一項第一号若しくは第四項第一号若しくは第二号又は第五十五条の十七第四項」を「第五十五条の四第四項」に改め、「同項の規定による減免にあつては、」及び「条例第五十五条の七第一項第一号又は第四項第一号に該当するものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内に、条例第五十五条の七第四項第二号に該当するものにあつては同号に規定する理由がやんだ日から三十日を経過する日までに、条例第五十五条の十七第四項に該当するものにあつては」を削り、同条第五項中「第五十五条の七第四項第三号又は第五十五条の十七第四項」を「第五十五条の四第四項」に改め、「同項の規定による減免にあつては、」及び「申告納付に係るものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内に」を削り、同条第六項中「第五十五条の十七第二項から第四項まで」を「第五十五条の四第二項から第四項まで」に改める。

第三十五条の二から第三十五条の五までを削る。

第三十五条の六中「第五十五条の七第一項第二号」を「第五十五条の四第二項」に改め、同条を第三十五条の二とする。

第三十五条の七を削る。

第三十六条の見出し中「種別割課税免除承認」を「自動車税課税免除承認」に改め、同条中「第五十五条の十七第一項ただし書」を「第五十五条の四第一項ただし書」に、「自動車税（種別割）課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に改める。

第三十七条の見出し中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「第五十五条の十一第一項」を「第五十三条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同号口中「第百七十七条の十第二項」を「第百五十七条第二項」に改め、同項第二号中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同号口中「第百七十七条の十第二

項」を「第一百五十七条第二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七條の十第二項」を「第一百五十七條第二項」に改め、同項第二号中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七條の十第二項」を「第一百五十七條第二項」に改め、同条第三項中「第四百六十三條の二十三」を「第四百五十六條」に改め、「の種別割」を削り、「係る種別割」を「係る自動車税」に改める。

第三十八條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に、「による種別割」を「による自動車税」に、「自動車税（種別割）納税証明印」を「自動車税納税証明印」に改める。

第四十四条の表四の二号を次のように改める。

四の一

削除

第四十四条の表八の五号及び九の二の三号中「（種別割）」を削り、同表十一号中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改め、同表十一の二号中「自動車税環境性能割・」及び「（種別割）」を削り、「第六条の十二第二項第二号」を「第六条の十二第二項第一号」に改め、同表五十八号及び五十九号中「（種別割）」を削り、同表六十の二号及び六十の三号中「第五十五条の十五」を「第五十五条の二」に改め、同表六十一号及び六十一の二号中「（種別割）」を削り、「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改め、同表六十一の三号中「第五十五条の二第二項及び第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項の」に改め、同表六十四の三号から六十四の九号までを次のように改める。

六十四の三から六十四の九まで

削除

附則第十三項から第十五項までを削る。

附則第十六項中「の種別割」を削り、同項を附則第十三項とする。

附則第十七項から第十九項までを削る。

別記様式第四号（四）中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号（四の二）中「自動車税（種別割）の」を「自動車税の」に改め、

「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改める。

別記様式第四号（四の三）中「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改め、

同様式の附表中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号の二を次のように改める。

別記様式第四号の二 削除

別記様式第四号の五（二）、別記様式第四号の五（二の三）及び別記様式第四号の五（三）中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号の五（五）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に

「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改める。

別記様式第四号の五（五の二）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に

「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改める。

別記様式第四号の五（五の三）中「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第四号の八中「

自動車税分（種別割）
------------

」を「

自動車税分
-------

」に改める。

別記様式第五号中「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改める。

別記様式第八号の五中「自動車税（種別割）納付」を「自動車税納付」に、「下記自動車税（種別割）」を「下記自動車税」に、「自動車税（種別割）の」を「自動車税の」に、「

自動車税（種別割）
-----------

」を「

自動車税
------

」に改める。

別記様式第九号の二の三中「（種別割）」を削る。

別記様式第十号（一）中「（種別割）」を削り、「

納税（登録）番号
----------

」

「

納税番号
------

」を「

納税（登録）番号
----------

」に改める。

別記様式第十号（二）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動

「自動車税 (種別割) 減額」を「自動車税減額」とし、「自動車税 (種別割)」を「自動車税」と改める。

別記様式第十号 (三) 中「自動車税 (種別割) 減額」を「自動車税減額」とし、「自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十号 (五) の附表中「自動車税環境性能割・自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号 (一) の注裏一中「自動車税環境性能割及び自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号 (二) 中「(種別割)」を削る。

別記様式第十一号の二を次のように改める。

別記様式第十一号の二

身体障害者・精神障害者に係る自動車税減免申請書					
					年 月 日
(宛先) 埼玉県自動車税事務所長					
納 税 者 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号					
下記のとおり、埼玉県税条例第55条の4第2項の規定により自動車税の減免を受けたいので申請します。					
区 分		年 度		税 率	
自 動 車 税		年 度		円	
自 動 車	登 録 番 号 又は車両番号	事業用・ 自家用の 別	定置場（使用の 本拠の位置）	所有者の住所及び 氏 名（名 称）	使用者の住所 及び氏 名
身 精 神 障 害 者	住 所		フリガナ 氏 名		年 月 日生
	納税者との続柄			使用目的	
障 害	身体障害者 （戦傷病者） 手帳又は 療育手帳	記 号 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
		障害等級又は 障害の程度		障 害 名	
者	精神障害者 保健福祉手帳	障 害 等 級		手帳番号	自立支援医療 費受給者番号
		交付年月日	年 月 日	有効期限 （更新）	年 月 日

運 転 者	住 所		フリガナ 氏 名		身体障害者又は精神障害者との続柄	
	運転免許証 又は免許情報記録個人 番号カード	番 号		交付年月日		
		免許の種類		有効期限		
備 考	免許の条件及び自動車の制限					

注意 自動車税の減免申請の際、身体障害者（戦傷病者）手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び自動車検査証を提示してください。この場合、身体障害者（戦傷病者）手帳に障害の区分等が明示されていないときは障害区分等証明書（附表）を、減免を受けようとする者若しくは減免申請に係る自動車を運転する者が身体障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者であるとき、又は当該自動車を運転する者が身体障害者若しくは精神障害者のみで構成される世帯の身体障害者若しくは精神障害者を常時介護する者であるときはその旨を証するに足る書類を添付してください。また、その他減免について必要な書類がある場合は、その書類を添付してください。

別記様式第十一号の二の附表中「自動車税環境性能制・自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号の三の備考、別記様式第十一号の六の注意1及び別記様式第十一号の七の備考1中「自動車税環境性能制及び自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（一）及び別記様式第十四号（一の二）中「（種別割）」を削る。

別記様式第十四号（三）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（三の二）中「自動車税環境性能制、自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（四）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（五）を削る。

別記様式第十九号（三）、別記様式第五十八号及び別記様式第五十九号中「（種別割）」を削る。

別記様式第六十号の二中「第55条の15」を「第55条の2」に、「（ふりがな

）局番」を「（ふりがな）電話番号（ ）」に、「支払場所」を「支払

方法」に改める。

別記様式第六十号の三中「第177条の13第2項」を「第160条第2項」に、「（ふりがな）局番」を「（ふりがな）電話番号（ ）」に、「支払場所」を「支払方法」に改める。

別記様式第六十一号（一）、別記様式第六十一号（二）及び別記様式第六十一号（四）中「（種別割）」を削る。

別記様式第六十一号の二中「自動車（種別割）」を「自動車納税済」に改める。

別記様式第六十四号の三から第六十四号の九までを次のように改める。

附則別記様式第十号及び附則別記様式第十一号を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条の九の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

2 改正後の第六条の九の規定は、前項ただし書に規定する日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

3 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。